

地域福祉計画にかかる経過と今後の方向性について

1 これまでの経過

平成 12 年 6 月 改正社会福祉法施行

(市町村は平成 15 年 4 月以降「地域福祉計画」を策定することを規定)

大阪市地域福祉計画(第 1 期:平成 16~21 年度、第 2 期:平成 21~23 年度)

【位置付け】

- ・市域を対象として、地域福祉の具体的推進方策を記載
- ・各区の地域福祉アクションプランの推進と、市全体での支援方法を記載



市政改革プラン(平成 24 年 7 月)ニア・イズ・ベター

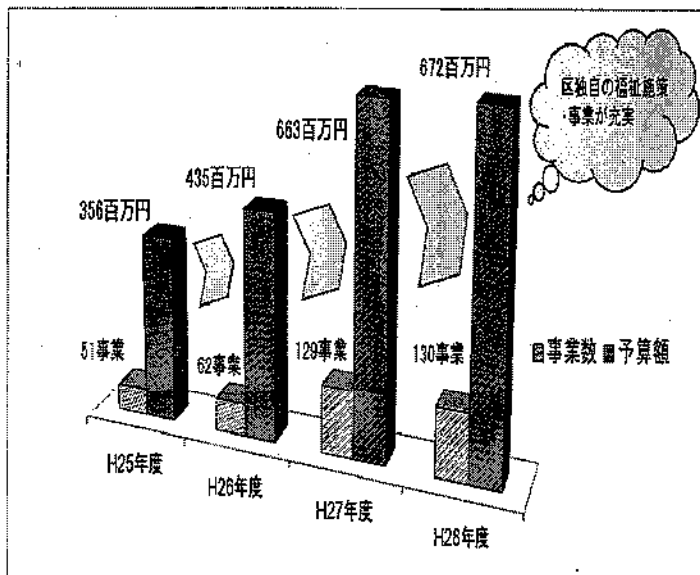
大阪市地域福祉推進指針(平成 24 年 12 月~)

【位置付け】

- ・指針においては、各区における地域福祉の推進のための「方向性」を提示
- ・指針の方向性をベースとして、各区の実情に応じて区地域福祉ビジョン(地域福祉計画等)を策定する

⇒ 区独自の福祉施策が充実

○区独自の福祉施策・事業の推移



○区独自の福祉施策・事業の具体例

【北区】「住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業」

(H28 年度予算 51,477 千円)

北区は転入出が多く、単独世帯の割合が高いことから、住民意識調査では、地域で相互に支えあう取組みへの関心が高い。27 年度より全市的に実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」の CSW の配置人数を上乗せするとともに、小地域に地域福祉コーディネーターを配置し、切れ目のない支援体制を構築。

【西成区】「単身高齢生活保護受給者の社会的

つながり事業」(H28 年度予算 19,926 千円)

西成区は、あいりん地域において、単身の高齢男性が多いため、65 歳以上人口や生活保護率が市内で最も高い。あいりん地域に居住する高齢単身被保護者に対して、社会的なつながりや日常的な居場所を提供することで、社会からの孤立化を防ぐとともに、日常生活や社会生活の自立につなげる。

2 国の動向について

大阪市地域福祉推進指針の策定以降、国においては、介護保険法の改正、生活困窮者自立支援法の施行等により、地域における多様な主体による支援、住民主体の支え合い活動、各福祉制度の連携を推進しており、平成 30 年度に予定されている法改正でも、これらがより一層進められることが見込まれる。

なお、生活困窮者への支援を地域福祉施策と連携して取り組むため、早期に市町村地域福祉計画に盛り込むよう国通知が出されており、それに係る国庫補助金も計画への掲載が前提とされている。

【法改正等の状況】

- 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（抜粋）[H27.6.5 厚労省 老健局長通知]
 - ・NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。
- 生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について（要旨抜粋）[H27.3.27 厚労省 社会・援護局事務連絡]
 - ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、「相互に支え合う」地域を構築する。
 - ・生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うためには既存の各福祉施策と連携し効果的に実施されることが重要。

3 社会福祉審議会地域福祉専門分科会での意見

(1)平成 27 年1月 19 日 白澤委員(桜美林大学大学院老年学研究科教授)

- ・各福祉分野においても「地域における支え合い」が重要視されてきたなかで、各福祉分野を横串するような施策横断的な計画が必要である。
- ・都道府県が市町村を支援するため「地域福祉支援計画」を策定しているように、本市においても各区における「地域福祉計画」と市が取り組む方向性を定める「地域福祉支援計画」を一体的に策定する必要がある。

(2)平成 28 年3月 23 日 上野谷委員(同志社大学社会学部社会福祉学科教授)

- ・「地域福祉ビジョン」の策定等、各区の取組が進んでいるのはよく分かるが、一方で、国の制度が大きく移り変わるなかで、法に基づく取組や福祉人材の育成など、各区単位でばらばらに取組を進めるということができない課題もある。
- ・市全域において広域的に取組を進めるとともに、各区の取組を支援するという「市」の役割を明確化するためには、やはり、市レベルの「地域福祉計画」の策定が不可欠である。

(3)平成 28 年3月 23 日 岩間委員(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)

- ・生活困窮者自立支援制度については、全区に相談支援機関を設置し、多くの相談や就労支援等に対応されているのは評価できる。
- 一方で、こうした取組は、単に行政による個別支援のみで終わるのではなく、早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、地域全体の支援へと発展させることが重要であり、それらを市の計画等で明確に示す必要がある。

4 区役所や相談支援機関等の福祉現場からの意見

(1) 各区の取組の推進に向けた局としての役割

- ・各区に共通する福祉課題や法改正等への対応は、統一的な解釈や最低限実施すべきものを局で定め各区へ具体案を示し、区は地域の実情に応じた取組を進めるべきである。
- ・区地域福祉ビジョン等に基づく取組を支援するため、局の具体策や目標を定めるべき。
- ・区取組のみでは解決することが困難な課題等については、市全体の施策に反映できる仕組みが必要。

(2) 各福祉分野(高齢者・障がい者・子ども・子育て等)の連携

○支え合いのための「地域づくり」

- ・介護保険制度(多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくり)や、生活困窮者自立支援制度(困窮者支援を通じた地域づくり)、社会福祉法(社会福祉協議会による地域の担い手づくり)など、それぞれにおいて取組が進められているが、総合的な視点でそれらの連携のあり方を示すべきである。

○相談支援体制の整備

- ・地域包括支援センターや、障がい者相談支援センター、子ども相談センターなど、各福祉分野において専門相談機関の設置や、コーディネーターの配置等が行われている。

地域社会が抱える福祉課題が複雑化・多様化・深刻化する中、複合的な課題を有する支援困難事例(※)に対しては、各福祉分野が横断的に連携して対応する必要がある、その仕組みを構築すべきである。

今後、重点的に取り組む必要がある「こどもの貧困対策」においても、経済的な困窮に加えて複合的な課題を抱える世帯が多い事が見込まれるため、各福祉分野の連携は極めて重要である。

※【具体例】

- ・夫のDVから逃れた母と発達障がいがある児童の2人世帯
- ・高齢で認知症の母と知的障がいがある息子がいる世帯

(3) 共同して取り組みを進める課題

- ・要介護高齢者が増大し、介護職員の不足が見込まれる中、専門的な福祉人材の育成や市民後見人の養成等は、各区単位で実施するのは非効率であり、市域において実施すべきである。
- ・区役所は、虐待対応等の権利擁護の取組など、相談支援機関の連携の中心的な役割を担うことが求められているが、そのためには、職員の専門性の確保が課題となっている。

本市福祉職場の専門性を確保するためには、人材育成等に時間もかかることから、庁内横断的に戦略的な取組を計画的に実施していく必要がある。

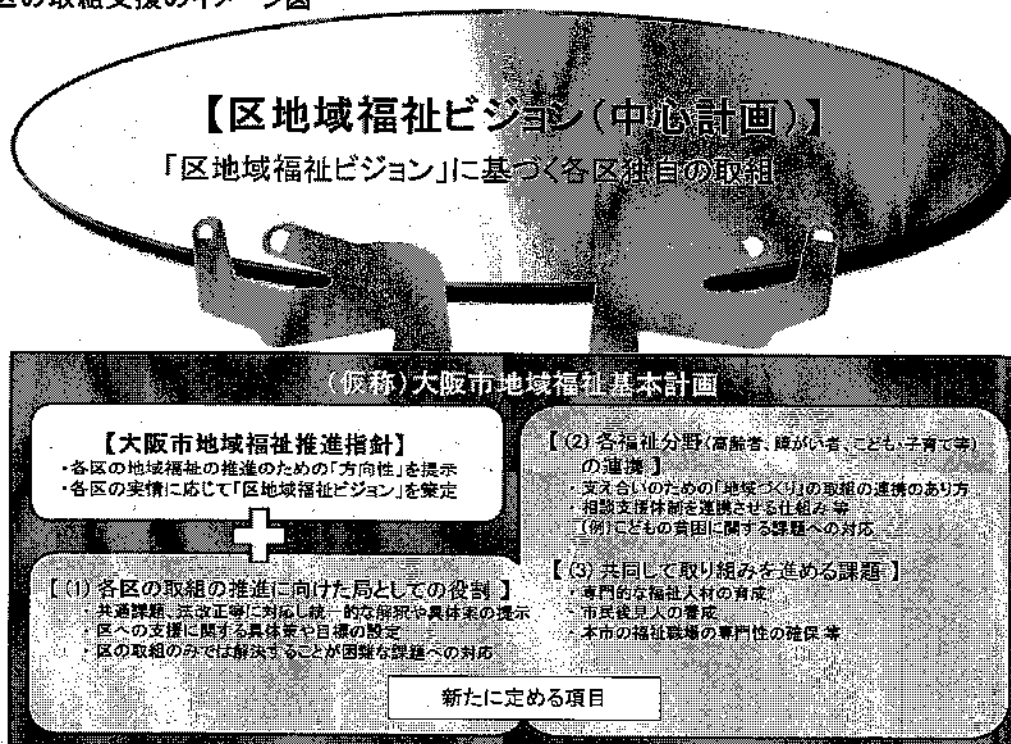
5 今後の方向性について

引き続き、各区の福祉ビジョン(地域福祉計画等)を、地域福祉の「中心的な計画」と位置付け、新たに定める次の項目に関して、戦略的かつ計画的に取り組み、区に対する支援をより強化するため、「(仮称)大阪市地域福祉基本計画」を策定することとしたい。

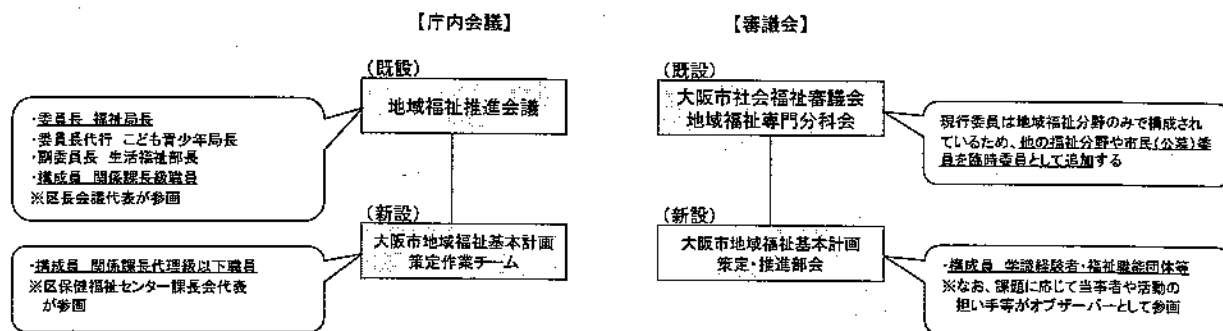
【新たに定める項目】

- (1) 各区の取組の推進に向けた局としての役割
- (2) 各福祉分野(高齢者・障がい者・子ども・子育て等)の連携
- (3) 共同して取り組みを進める課題

区の取組支援のイメージ図



6 計画の策定体制



7 策定時期・計画期間(予定)

平成 29 年度末までの策定を目指す

計画期間: 平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月(3 年間) ※各福祉計画の策定年度と可能な限り整合を図る
別紙「大阪市地域福祉計画等、各福祉計画の策定年度、計画期間」のとおり

大阪府地域福祉計画等、各福祉計画の策定年度、計画期間

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
大阪市地域福祉計画 (原称) 大阪市地域福祉基本計画	第2期大阪市地域福祉計画 (H21～24年度)				大阪市地域福祉推進指針 (平成24年度～)		新たな計画の策定期間		(原称) 大阪市地域福祉基本計画 (H30～32年度)	
大阪市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第4期計画 (H24～26年度)	第5期計画 (H24～26年度)				第6期計画 (H27～29年度)			新たな計画 (H30～32年度)	
大阪市障がい福祉計画 大阪市障がい者支援計画	障がい者支援計画(後期)	障がい者福祉計画 (H24～26年度)	障がい者福祉計画 (H24～26年度)	障がい者支援計画 (H24～29年度) ※H25年度に中間見直し		障がい者福祉計画 (H27～29年度)	新たな計画の策定期間		新たな計画 (H30～32年度)	
大阪市子ども・子育て支援計画		大阪市次世代育成支援行動計画(後期計画) (H22～26年度)				大阪市子ども・子育て支援計画 (H27～31年度)				
大阪市健康増進計画 (すこやか大阪21)	大阪市健康増進計画 (すこやか21) (H14～24年度)				大阪市健康増進計画(すこやか大阪21(第2次)) (H25～29年度)				新たな計画 (H30～32年度)	